

東日本大震災・原子力災害伝承館 中期目標

1 基本的な考え方

東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）における甚大な災害に見舞われた福島県の記録及び教訓、そして復興のあゆみを着実に進める過程を収集、保存及び研究し、決して風化させることなく後世に引き継ぎ、国内外と共有するとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進及び本県の復興の加速化に寄与することを目的とした施設である。

「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想」（平成 29 年 3 月策定。以下「基本構想」という。）において、以下の 3 つの基本理念に基づいて 5 つの役割を担い、4 つの事業（収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修）を展開している。

伝承館が上記目的を達成するとともに、来館者数を増やしていくため、中期目標を次のとおり定める。また、4 つの事業を展開するにあたっては、伝承館の資料収集・保存や展示に関する信用を高めるとともに、博物館団体等との更なる連携や文化庁事業を活用することを狙いとして博物館法に基づく博物館登録を目指す。

なお、4 つの事業の実施状況については、毎年度、外部有識者で構成される事業評価委員会での評価を受けるとともに、必要に応じて中期目標の見直しを図るものとする。

<基本理念>

- I 原子力災害と復興の記録や教訓の未来への継承・世界との共有
- II 福島にしかない経験や教訓を生かす防災・減災
- III 福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による復興の加速化への寄与

<役割>

- I 「経験・教訓」との出会い
- II 福島の経験を生かした資料や研究との出会い
- III 様々な活動、人との出会い
- IV 「いま」と「これから」との出会い
- V 回遊の出発点としての「現地・現場」との出会い

2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 年とする。

3 中期目標

（1）収集・保存

東日本大震災・原子力災害により引き起こされた一連の災害に関わる資料について、国内外の幅広いニーズに応え得るよう、網羅的に収集・保存するとともに、厳密な保存環境管理

のもと、資料を劣化させずに将来につなぐ。

ア 伝承館の特徴が複合災害を扱う施設であることや震災から14年が経過したこと等を鑑み、戦略的に収集活動を行う。

イ 資料の劣化を防ぐため適切な保存を行うとともに、利用者が活用しやすい形で整理する。

ウ 資料の利活用を促進することで、震災の伝承や伝承館の誘客につなげる。

(2) 調査・研究

専門的知見に基づく研究活動を展開して、複合災害の実態とそこからの復興過程の記録を体系化し、教訓を抽出するとともに、様々な手法で情報発信を行う。これにより国内外の防災・減災に寄与する。

ア これまで構築してきた館長及び上級研究員に研究員、客員研究員を加えた文理融合の研究体制の更なる強化を図る。

イ 研究分野と担当研究者を設定して研究の方向性を明確にすることにより、俯瞰的・体系的に研究を行う。

ウ 研究班による共同研究や研究員による個別研究に加えて、大学や研究機関と連携した共同研究プロジェクトに取り組む。

エ 調査・研究等を通じて抽出・体系化した教訓等について、伝承館の広報活動や研究員の学術論文などの様々な媒体・手法により実務者や学識者、社会一般に広く情報発信し、伝承館の研究への関心を喚起するとともに、伝承館の展示や研修事業へ反映することで教訓の継承を図る。

オ 伝承館における調査・研究事業を通じて、原子力災害研究や復興研究を先導していく研究者の育成、復興を担う人材の育成につなげる。

【調査・研究部門の目的を達成するための3つのミッション】

I 教訓の体系化

II 教訓の発信

III 人材の育成

(3) 展示・プレゼンテーション

現在も続いている複合災害の経験と教訓や復興状況について、伝承館の学芸員や研究部門の知見を活用した資料等を展示することで国内外の来館者へわかりやすく伝えるとともに、映像やアテンドによる解説により理解を深める。また、資料等を有効に活用し企画展示や出張展示を行う。

ア 来館者アンケートで寄せられた意見や調査研究で得られた知見等を参考にしながら、常設展示室の展示物や展示構成の充実を図るとともに、多言語対応の強化を図る。

イ 各自治体や関係機関と連携しながら、特定のテーマに沿った企画展示を実施することで、常設展示を補完して来館者の更なる学びにつなげる。

ウ 県外に展示会場を一定期間開設した館外展示を行うことで、遠方で来館できない方など

幅広い層に複合災害の記憶と教訓を伝え、風化を防ぐ。

エ 伝承館エントランス等を活用し、企画展示等と連携したイベントを開催することで、効果的に情報を発信するとともに、来館者の増加につなげる。

(4) 研修

複合災害の経験に基づき、語り部やフィールドワークなどを交えた研修プログラムを国内外の参加者へ提供し、展示に加えて東日本大震災・原子力災害の実態を伝える。

ア 関係団体等と連携し、幅広い年代や立場の人々を対象に、展示見学、研修語り部講話、フィールドワーク等を組み合わせた研修プログラムを提供するとともに、研修内容のさらなる充実を図る。

イ 学生や企業、自治体・防災関係機関の職員等を対象として、伝承館調査・研究部門の知見や成果を基にした専門的な研修プログラムを提供する。併せて、受講団体の現状やニーズの分析、伝承館における調査・研究部門の研究成果等を踏まえ、更に充実した研修の在り方を検討する。

ウ 語り部の「生の声」を通じて原子力災害の経験や教訓の伝承を行う。なお、語り部は複合災害の経験者等から直接声を聴き、当時を追体験することを提供する重要なコンテンツであるため、さらなる充実を図るとともに、継続して実施できるよう、館内語り部講話や研修会等を通じて語り部の育成に取り組む。

(5) その他

伝承館で実施する4つの事業について、広く情報発信を行うことで国内外から誘客し、来館者数の増加に繋げるため、積極的かつ戦略的な広報宣伝と誘客活動を行う。

ア 伝承館の取組を周知するため、報道機関や一般へ向けて情報発信を行う。

イ 多様な層に伝承館の情報を発信するため、県内外のイベントへ出展して広報・宣伝活動を行う。

ウ 伝承館への誘客を推進するため、学校や企業、関係団体に対して誘客活動を行う。

附 則

この中期目標は、令和7年4月1日から施行する。

東日本大震災・原子力災害伝承館 中期計画

1 基本的な考え方

東日本大震災・原子力災害伝承館中期目標を達成するため、東日本大震災・原子力災害伝承館中期計画を次のとおり定める。

2 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和7年4月から令和12年3月までの5年とする。

3 中期計画

(1) 収集・保存

ア 資料の収集

(ア) 「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設」に関する資料収集ガイドライン」等を参考にしつつ、原子力災害に関する資料（避難地域内の物的資料、避難生活に関する資料、復旧・復興に向けた動きの資料）や地震・津波災害を伝える資料を重点的に収集する。

(イ) 時間経過に伴い失われる発災直後の資料を収集する。

(ウ) 被災者の証言映像や音声、手記等を収集するとともに、館内語り部の講話について動画等で保存する。

(エ) 市町村や関係団体と連携して効率的に収集活動を行うとともに、資料の相互活用について検討を行う。なお、連携強化に向けて、関係団体との連携協定の締結について検討を行う。

(オ) 法律上の博物館登録を行うことで、伝承館の収集・保存に関する信用を高めて収集活動の充実を図るとともに、博物館登録施設との連携や博物館関係団体等への加入を通じて資料の相互活用や人的交流の充実を図る。

イ 資料の保存

(ア) 資料の劣化を防止するため、IPM（総合的病虫害・雑草管理）の考え方にに基づき、館内を清潔に保つなどの対応を行う。

※ 2025年3月に薬剤（エキヒュームS）の販売が終了となったことから「燻蒸」による対策は終了。

(イ) 資料は令和6年度に導入したデータベース等を活用することで体系的に整理・分類して効率的に収蔵庫等に保管するとともに、画像や動画等のデジタルデータとして保存することで資料の破損・劣化防止を図る。

(ウ) 被災者の証言映像や音声等について、被災者の意識の変化を踏まえて時系列で整理し、保存する。

(エ) 収蔵庫について、鉄製の棚を整備するなど機能強化を図る。

ウ 資料の利活用

(ア) 書籍資料等について、資料閲覧室に所蔵するとともに、インターネット検索システム

の運用や国立国会図書館及び福島県立図書館のデータベース接続を運用することで利用者の利便性を高める。また、エントランスホールに一部を配架することで来館者が閲覧しやすい環境づくりを行う。

(イ) 収集資料（パネル・画像等）のうち公開等が可能なものについては、閲覧や他団体への貸出しなど積極的に行うとともに、外部へ広く貸し出すため、ホームページ等で積極的に周知を行う。

(ウ) 令和6年度に構築した資料データベースシステムについて、資料整理に活用するほか、将来的な一般公開など効果的な活用方法を検討する。

(エ) 福島県と連携の上、デジタルアーカイブの構築に向けた検討を行う。

＜数値目標＞

① 収集先の下見及び調査回数 30回／年

(2) 調査・研究

ア 活動体制

(ア) 館長、上級研究員、研究員、客員研究員による体制で原子力災害と復興過程に関する実態の整理・研究を進める。

(イ) 調査・研究部門の研究方針の策定や研究マネジメントの確立に向けて、研究室長又はリサーチ・アドミニストレーター（以下「RA」という。）を配置する。研究室長又はRAは、館長・上級研究員と相談の上、研究員への助言・進捗管理、関連研究の動向分析や共同研究に向けた企画調整等を行う。

(ウ) 定期的に館長や上級研究員、研究員が対面・オンラインによる会議等を開催し、調査・研究部門の情報共有や研究の進捗管理を行う。

(エ) 大学や福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）等とのクロスアポイントメントや専門業務型裁量労働制の導入を進めるとともに研究施設の改善を図るなど、研究員が活動しやすい環境整備に努める。

(オ) 伝承館に在籍した研究員について、任期終了後もつながりを持ち、共同研究へ参画するための協力体制を構築する。

イ 調査・研究内容

(ア) 複合災害、特に原子力災害を対象に、時間的変遷に照らした様々な対応と、そこからの復興等の経験について、以下の3つの分野を柱として、館長、上級研究員、研究員及び客員研究員からなる研究班による調査・研究を実施する（ミッション研究）。

【ミッション研究の3分野】

I 放射線影響への対応

II 原子力災害を含む複合災害におけるコミュニケーションのあり方

III 原子力災害を含む複合災害が地域社会に与えた影響と復興の歩み

a 行政対応のあり方（行政への影響）

b 地域コミュニティの崩壊・再生と住民意識の変遷（生活への影響）

c 地域産業の崩壊・再生と産業構造の変遷（産業への影響）

(イ) 館長や上級研究員の指導の下、研究員が各自設定したテーマにより研究活動を実施する（個別研究）。なお、調査・研究部門の内部で発表する場を定期的に設け、研究内容のブラッシュアップを図る。

ウ F-R E I との共同事業

館長や上級研究員を中心に、伝承館とF-R E I 双方が連携して共同研究等を実施する。

エ 情報発信

(ア) 東日本大震災と原子力災害に関する学术交流と情報交換を目的に、当館研究員のほか、全国の研究者が研究内容を発表・討論する場として学術研究集会を継続的に開催する。

(イ) 調査・研究部門の活動成果（途中経過含む）を関係機関向けに発信するため、研究部門活動報告会を継続的に開催する。

(ウ) 研究成果について、論文や学会発表に加え、伝承館の調査・研究部門成果報告集等に取りまとめて外部へ発信する。また、伝承館エントランス等を活用した発表等を通じて調査・研究部門の研究成果を来館者へ発信する。

(エ) 研究成果を踏まえて伝承館の展示内容の更新や研修プログラムを構築することで、研究成果の発信や社会実装を図る。

(オ) 客員研究員や過去に伝承館に在籍した研究員との協力体制を構築して伝承館の取組を外部へ発信する。

オ 人材育成

(ア) 原子力災害と復興過程の研究を牽引する地域に根差した研究員を育成するため、研究員に対して必要な助言を行うとともに、共同研究の実施に向けたネットワーク構築を支援する。

(イ) 研究員が各自の専門分野における地位を確立し、研究活動の安定的継続を図るため、学会活動の継続的な参画や外部資金の獲得を支援する。

<数値目標>

- ① 調査・研究報告会の実施 1 回／年
- ② 学術研究集会の実施回数 1 回／年
- ③ 学術研究集会の参加者数 150 人／年
- ④ 学術研究集会の共催・後援数 10 団体／年
- ⑤ 研究員の学術論文等発表数 1 人あたり 1 編／年

(3) 展示・プレゼンテーション

ア 常設展示

(ア) 展示全般について、来館者アンケートの意見や伝承館の調査・研究部門の研究成果等を踏まえ、より充実した展示構成を図り、展示資料の追加や入替え等を実施する。

(イ) 第4ゾーン（長期化する原子力災害の影響）について、展示内容や各種データの更新が必要であることから、上級研究員等の助言等を踏まえながら、福島県と連携の上、展示内容の見直しを行う。

(ウ) 第5ゾーン（復興への挑戦）について、有識者等の意見を踏まえつつ、「震災の教訓」

の観点から展示内容の検討を行う。

- (エ) 多様な国々からの来館者に対して正確な情報等を発信するため、令和6年度に整備したコメンタリーガイド（二次元バーコードを使った多言語での展示物の説明）を引き続き運用して外国語対応を行う。加えて、タブレット等を活用してプロローグ（導入シアター）や各種証言映像、第3ゾーン（県民の想い）を中心に多言語対応の更なる充実を図る。
- (オ) 福島県と連携の上、展示機器更新計画に基づいて機器更新（展示照明器具、プロジェクター、PC、タブレット等）を適切かつ効率的に実施する。
- (カ) 展示エリアにアテンドスタッフを配置し、展示内容の解説をわかりやすく丁寧に実施する。なお、定期的にあテンドスタッフの勉強会や研修会を開催することで、アテンド力の維持・向上を図る。
- (キ) 屋外展示の大型展示物について、資料の防災・防犯対策に考慮しつつ、効果的な展示を行う。また、双葉町から収集した「双葉だるま」については常設展示に向けた補強や効果的な展示方法について検討する。
- (ク) 福島県と連携の上、令和12年度の大規模改修に向けた検討を行う。
- (ケ) 来館者の関心や理解を深めるよう、体験型展示の更なる充実を図る。
- (コ) 展示内容について国内外の要人等に直接伝えることで、震災の記録と教訓を効果的に発信する。

イ 企画展示

- (ア) 企画展示室において、科学的分野や社会的分野など特定のテーマに沿った企画展示を実施する。内容については、復興に向けた市町村の取組や被災地域の産業復興や研究員の研究成果等を発信できるようなテーマを選定する。また、2025年大阪・関西万博など全国規模の大型イベントにおける展示についても検討する。
- (イ) エントランスを活用して、他機関主催の企画も含めたパネル展等を実施するとともに、利用に係る規則を制定するなど通年でエントランスを効果的に活用するための環境づくりに取り組む。

ウ 館外展示（出張展示）

県外の展示会場を活用して館外展示を行う。開催場所については、南海トラフ地震防災対策推進地域など地震発生の可能性が高い地域や防災に力を入れている都市から選定する。

エ イベント事業

- (ア) 福島県、関係団体及び周辺施設等と連携して、伝承館の開館周年イベントや3.11ふくしま追悼復興祈念行事に合わせたメモリアルイベントを開催する。
- (イ) 地域に根差した施設とするため、周辺市町村等と連携したイベント（七夕イベント、企画展と連動したイベント等）を開催する。
- (ウ) 周辺市町村や公的団体等が実施するイベント等の会場や地域の企業等がマーケティング活動を行う場として当館（研修室、エントランスホール、アーカイブ広場（芝生）等）が活用されるよう、施設の使用使用方法や使用条件を整理して公開し、積極的にイベント等の開催に協力する。

＜数値目標＞

- ① 新規追加及び入替展示物点数 10 点／年
- ② 企画展実施回数 1 回／年
- ③ 出張展示実施回数 1 回／年
- ④ アテンドスタッフ向け研修会 1 回／年
- ⑤ イベント実施回数 2 回／年

（４）研修

ア 一般研修

- （ア）関係団体と連携の上、幅広い年代や立場の人々を対象として、展示見学、研修語り部講話、フィールドワーク等を組み合わせた研修プログラムを継続的に提供する。
- （イ）近年のインバウンド需要を踏まえ、英語版フィールドワークを導入する。
- （ウ）フィールドワークについて、近隣の震災関連施設等との連携を強化するとともに、帰還困難区域の解除等を踏まえ既存コースの見直しについて検討を行う。
- （エ）中間貯蔵施設等見学を絡めた大熊コースについてモデル的に実施するなど、フィールドワーク新コースの導入に向けて検討を行う。
- （オ）関係団体と連携の上、小中高生等を対象とした出前講座を実施することで、震災の教訓の伝承及び伝承館の来館に繋げる。なお、実施にあたっては令和６年度に作成した事前学習テキスト等を活用する。

イ 専門研修

- （ア）館長及び上級研究員の知見や研究成果を基にした専門研修プログラムを継続的に実施するとともに、更に充実した参加しやすい研修プログラムの実施について検討を行う。
- （イ）調査・研究部門における研究成果の社会実装に向けて、原子力防災に係る人材を育成するための専門的研修等を実施する。

ウ 語り部講話

- （ア）一般研修における研修語り部講話について、英語による講話の拡大やＡＩによる翻訳技術の導入など多言語対応の強化を図る。
- （イ）１日４回実施している館内語り部講話について、語り部への研修会やアンケート結果のフィードバックを通じて、語り部のスキルアップや資料のブラッシュアップを図る。また、手話通訳やＡＩ等を活用した文字起こしなど、講話の伝達方法の多様化に向けた検討を行う。
- （ウ）伝承館において多様な視点での語り部講話を継続的に提供していくため、今後も伝承館の新規語り部の登録を計画的に行う。
- （エ）来館者の利便性向上と聴講者の継続的な獲得に向けて、館内語り部講話の実施スケジュール及び講話概要（あらすじ）をホームページ等で周知する。
- （オ）福島県が設置した「東日本大震災・原子力災害ふくしま語り部ネットワーク会議」が開催する県内の語り部の交流会や研修会に館内語り部が参加し、他の語り部団体との交流やスキルアップを図る。

<数値目標>

- ① 一般研修実施回数 350 回／年
- ② 専門研修実施回数 14 回／年
- ③ 館内語り部実施回数 1,200 回／年
- ④ 館内語り部研修会 2 回／年

(5) その他

ア 情報提供

- (ア) 各報道機関に対して積極的かつ定期的にプレスリリースを行うとともに、取材に対して丁寧かつ柔軟に対応する。
- (イ) 伝承館ホームページにて語り部講話の日程や各種イベント、研修等の活動状況についてきめ細やかに情報発信するとともに、当該ホームページとリンクした SNS についても定期的に更新してリアルタイムによる情報発信を行う。なお、インバウンドの観点から英語での情報発信の強化を図る。

イ 広告・宣伝活動

- (ア) 県内外で開催される防災イベントや観光イベントに積極的に出展して伝承館のPRを行うことで、伝承館の知名度を高める。
- (イ) 福島県等と連携し、企画展やイベント等に合わせて、テレビ・ラジオ、SNS・動画サイト等の様々なツールを活用しながら広告を展開して、多様な層に当館の情報を発信することで伝承館の取組を幅広く周知する。

ウ 誘客活動

- (ア) 関係団体と連携の上、教育旅行やインバウンド関係の商談会へ参加するとともに、各種団体が主催するモニターツアーに対し斡旋営業を積極的に実施することで、誘客を推進する。
- (イ) 県内学校への訪問営業を積極的に実施することで、学校団体の来館を促す。なお、実施にあたっては福島県が作成した事前学習教材を活用する。
- (ウ) 企業向け研修の積極的な周知やモニターツアー等の実施を支援することにより、企業等の来館を促す。
- (エ) 県内のプロスポーツチームやJ ヴィレッジ等の施設と連携し、サポーターや選手、競技関係者等に対する誘客に継続的に取り組む。

<数値目標>

- ① 伝承館の来館者数 96,000 人（令和7年度）、97,000 人（令和8年度）、98,000 人（令和9年度）、99,000 人（令和10年度）、100,000 人（令和11年度）
- ② ホームページ・SNS 発信回数 500 回／年
- ③ プレスリリース実施数 24 回／年
- ④ 学校や企業等への誘客アプローチ数 550 回／年
- ⑤ 商談会等への参加 3 回／年

附 則

この中期計画は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

中期計画数値目標

1. 収集・保存		
1	収集先の下見及び調査回数	30回／年
2. 調査・研究		
1	調査・研究報告会の実施	1回／年
2	学術研究集会の実施回数	1回／年
3	学術研究集会の参加者数	150人／年
4	学術研究集会の共催・後援数	10団体／年
5	研究員の学術論文等発表数	1人あたり1編／年
3. 展示・プレゼンテーション		
1	新規追加及び入替展示物点数 毎年10点以上	10点／年
2	企画展実施回数	1回／年
3	出張展示実施回数	1回／年
4	アテンドスタッフ向け研修会	1回／年
5	イベント実施回数	2回／年
4. 調査・研究		
1	一般研修実施回数	350回／年
2	専門研修実施回数	14回／年
3	館内語り部実施回数	1,200回／年
4	館内語り部研修会	2回／年
5. その他		
1	伝承館の来館者数	96,000人（令和7年度）、 97,000人（令和8年度）、 98,000人（令和9年度）、 99,000人（令和10年度）、 100,000人（令和11年度）
2	ホームページ・SNS発信回数	500回／年
3	プレスリリース実施数	24回／年
4	学校や企業等への誘客アプローチ数	550回／年
5	商談会等への参加	3回／年